

岐阜県バレーボール協会慶弔等に関する内規

(総 則)

第1条 この内規は、本会役員等の慶弔に関する経費の基準を定めるものである。

(対象者)

第2条 本会役員及び加盟チームとし、次のものを対象とする。

- (1) 本会名誉会長・会長・名誉副会長・副会長
- (2) 本会顧問・会賓・参与
- (3) 本会理事長・副理事長
- (4) 本会常任理事
- (5) 本会加盟チーム

2 常任理事会に諮り、上記役員以外の役員も対象とすることが出来る。

(弔 意)

第3条 本会役員が死亡したときは、香典30,000円と生花及び会長名の弔電をもって弔意を表す。

2 本会役員の配偶者、実父母及び実子が死亡したときは、香典10,000円と生花及び会長名の弔電をもって弔意を表す。

(疾病・傷害)

第4条 本会役員の病氣療養期間(入院)が2週間以上にわたる場合は、10,000円をもって見舞う。

2 本会役員の配偶者、実父母及び実子の病氣療養期間(入院)が2週間以上にわたる場合は、5,000円をもって見舞う。

(災 害)

第5条 本会役員が大きな災害を被った場合は、5,000円をもって見舞う。

(祝 意)

第6条 本会役員が、国・県・公益財団法人日本体育協会・公益財団法人岐阜県体育協会・公益財団法人日本バレーボール協会その他の関係団体より表彰を受けたときは、常任理事会に諮り祝意を表すことができる。

2 本会加盟チームが全国大会において、ベスト4以上に入賞した場合には、常任理事会に諮り、祝意を表す。

3 本会役員が退任する場合は、常任理事会に諮り、謝意を表すことができる。

(承 認)

第7条 支出については、常任理事会の承認を得るものとする。

(改 正)

第8条 本内規の改正は、理事会において2/3以上の賛成を得なければならない。

昭和41年3月

昭和62年3月

平成5年3月

平成13年3月

平成19年3月

施 行

一部改正

一部改正

一部改正

一部改正